

平成20年12月24日  
東北森林管理局

職員の処分について

平成20年12月24日、東北森林管理局において、国家公務員倫理規程に違反する行為を行った職員（既に懲戒免職とした清水政信を除く。）の処分を下記のとおり行いましたので公表します。

記

1 被処分者及び処分の内容

森林管理局職員1名

「嚴重注意」

森林管理局職員2名及び森林管理署職員2名 「口頭注意」

2 事実内容

平成18年10月から19年10月までの間で、利害関係者とゴルフを行い、国家公務員倫理規程に違反したことから、上記の処分といたしました。

〔お問い合わせ先〕

東北森林管理局 総務課長

電話：018-836-2010

FAX：018-889-1356